

## 長門市すまい快適リフォーム助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民がより安心して快適に過ごすことができる住宅ストックの形成を図るため、既存住宅の改修工事（以下「補助対象工事」という。）を実施する者に対し、予算の範囲以内で補助を行うことについて、長門市補助金等の手続等に関する規則（平成20年長門市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市民であって次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 市内に存する自己所有の住宅に、自己又は3親等以内の親族が居住している者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 補助の対象となる補助対象工事について、市で実施している他の補助等を受けていないこと。

(補助対象工事)

第3条 補助対象工事は、申請者が施工業者に依頼して行う工事であり、補助対象工事に要する経費が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の次に掲げる工事をいう。ただし、平成30年長門市告示40号による改正前の長門市地域活性化住宅リフォーム資金助成事業補助金要綱（平成25年長門市告示第33号）、健幸住宅推進事業補助金交付要綱（平成30年長門市告示第40号）及び本交付要件による補助対象工事を実施した住宅（同一所有者であるものに限る。）に係るものは除く。

- (1) 住宅の安心・快適化に資する工事
  - (2) 長寿命化、省エネルギー化に資する工事
  - (3) 新しい生活様式の形成に資する工事
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 補助対象工事は、当該年度の12月31日までに完了するものとする。

(施工業者)

第4条 補助対象工事に係る施工業者は、市内に本店所在地を有する業者とする。ただし、市外に本店を有する業者であっても、次の各号のいずれにも適合する業者であって、市長の認定を受けた業者も対象とする。

- (1) 市内に支店登録があること。
  - (2) 雇用保険の対象をなる全従業員の半数以上が長門市民であること。
- 2 市長の認定を受けようとする施工業者は、施工業者認定申請書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内支店の登録事項証明書
- (2) 従業員報告書（別記様式第 12 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、認定の可否を決定し、施工業者（認定・不認定）通知書（別記様式第 13 号）により、当該申請者あて通知するものとする。

4 施工業者は、補助対象工事を一括して他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

5 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

6 施工業者は、下請業者に工事を委託又は請け負わせる場合は、できる限り市内に本店所在地を有する業者を活用するよう努めるものとする。

#### （交付の申請及び交付決定）

第 5 条 申請者は、補助対象工事の着手前に、住まい快適リフォーム助成事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書（数量が明記され、補助対象工事とその他の部分を分けたもので、施工業者の記名、押印があるものに限る。）又はその写し。
- (2) 補助対象工事着手前の現場写真（住宅の全景、改修箇所等）
- (3) 補助の要件を審査するために確認する必要がある個人の情報（市民であること、市税の納付状況ほか）に関する調査同意書（別記様式第 2 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、住まい快適リフォーム助成事業補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により前項の申請者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

#### （補助金の交付額）

第 6 条 補助金の交付額は、補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）に 5 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、20 万円を限度とする。

2 補助対象工事に、市内産木材を使用した場合は、10 万円を限度とし別表に掲げる額を加算することができる。

#### （工事の着手）

第 7 条 補助対象工事の着手は、交付決定通知後に行わなければならない。

#### （工事の内容の変更及び変更交付決定）

第8条 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、住まい快適リフォーム助成事業補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書（数量が明記され、補助対象工事とその他の部分を分けたもので、施工業者の記名、押印があるものに限る。）又はその写し。
- (2) 補助対象工事着手前の現場写真（改修箇所等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、住まい快適リフォーム助成事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（変更工事の着手）

第9条 補助対象工事の内容を変更しようとする工事の着手は、変更交付決定後に行わなければならない。

（工事の中止）

第10条 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助対象工事を中止しようとするときは、工事中止届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第11条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、工事完了報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事代金領収書の写し
- (2) 補助対象工事完了後の現場写真（改修箇所等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（完了検査及び補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の工事完了報告書の提出があったときは、提出書類の内容審査を行い、必要と認めるときは実地検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象工事の内容が適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、住まい快適リフォーム助成事業補助金交付確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 前条の確定通知書を受けた補助対象者は、速やかに住まい快適リフォーム助成事業補助金交付請求書（別記様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付請求があったときは、補助金を交付するものとする。

3 前項に規定する補助金は、長門商工会議所が取扱う地域商品券により、補助対象者に交付するものとする。

（下請負人届）

第 14 条 施工業者は、交付申請時に下請負人届（別記様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消）

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象工事の内容が補助金交付要件から外れたとき。

(2) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還等）

第 16 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助対象木材	単価（㎡当り）	備考
スギ	2,000 円	1 10 ㎡以上使用していること。
ヒノキ	3,000 円	2 市内産木材である証明及び材質の使用量を提出すること。
シイ	4,000 円	

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

住まい快適リフォーム助成事業補助金交付申請書

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

補助の要件を審査するために確認する必要がある個人の情報に関する調査同意書

別記様式第3号(第5条関係)

住まい快適リフォーム助成事業補助金交付決定通知書

別記様式第4号(第8条関係)

住まい快適リフォーム助成事業補助金変更交付申請書

別記様式第5号(第8条関係)

住まい快適リフォーム助成事業補助金変更交付決定通知書

別記様式第6号(第10条関係)

工事中止届

別記様式第7号(第11条関係)

工事完了報告書

別記様式第8号(第12条関係)

住まい快適リフォーム助成事業補助金交付確定通知書

別記様式第9号(第13条関係)

住まい快適リフォーム助成事業補助金交付請求書

別記様式第10号(第14条関係)

下請負人届

別記様式第11号(第4条関係)

施工業者認定申請書

別記様式第12号(第4条関係)

従業員報告書

別記様式第13号(第4条関係)

施工業者(認定・不認定)通知書